

北朝鮮の衛星と称する弾道ミサイル発射に対する意見書

2023年11月21日、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）は我が国をはじめ国際社会からの強い自制の申し入れにもかかわらず、国連安保理決議違反にあたる人工衛星と称する弾道ミサイル発射を強行した。今回強行した発射では、事前に通知のあった時間外にこれを行った。

政府発表によると北朝鮮が発射した事実上の弾道ミサイルは沖縄本島と宮古島の間の上空を通過して太平洋に落下したとの報道があった。弾道ミサイル軌道下の航空機や船舶はもとより、地域住民の生命財産が危険にさらされ、石垣市民をはじめ地域住民の不安と憤りは計り知れない。

北朝鮮は8月24日にも、日本列島上空を通過する弾道ミサイルの発射を強行しており、今回の発射を含めた、北朝鮮による一連の挑発行動は、我が国の安全保障にとって一層重大かつ差し迫った脅威であるとともに、国民の安全に関わる重大な問題であって、極めて遺憾であり、断じて容認できない。

よって本市議会は、県民・市民の生命財産を危険にさらし、我が国のみならず、東アジア地域全体の平和と安全を大きく損ない、平和を希求する国際社会への挑発行為となる弾道ミサイル発射に対し強く抗議するとともに、政府は北朝鮮に対し、本市議会の抗議の意思を然るべき外交手段で伝え、関係各国や国際社会と連携して、弾道ミサイルの開発や発射を断念させる等、国連安保理決議等の完全な遵守をさせるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年11月22日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官